平成２７年（フ）第１２号
高知県須崎市新町１丁目５番８号
債務者　尾崎　明生
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第８号
石川県珠洲市飯田町９部72番地
債務者　通傳　剛孝
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２７年（フ）第３７号
福井市花月１丁目８番８号
債務者　清水　雅樹
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５８号
福井市志比口２丁目６番16号　パセオ志比口403号
債務者　三反﨑愛次郎
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
福井県越前市三ツ屋町第28号18番地の14
債務者　中山　享子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７４号
福井市勝見３丁目14番27号　ストークマンション福井203、旧住所福井市渕１丁目511番地
債務者　小林　裕紀（旧姓平馬）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
福井市上野本町第15号７番地　ソアリオン悠Ｂ102、旧住所奈良県橿原市吉田町159番地の10
債務者　平田　春樹
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
福井県大野市下舌第26号19番地20
債務者　西川　正樹
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
兵庫県豊岡市一日市343番地
債務者　上田　政彦
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
兵庫県豊岡市下陰26番地の20、前住所兵庫県豊岡市一日市343番地
債務者　上田はるみ
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
千葉県柏市しいの木台２丁目６番地９
債務者　佐藤　幸雄
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１１７号
千葉県柏市柏６丁目５番28号　ストリームハイツ202号
債務者　吉見　　裕
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８号
山口県岩国市元町３丁目７番10号
債務者　吉本　文代
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第２号
愛知県日進市栄３丁目2116番地　メゾン・ドゥ・レジェンド105
債務者　川合　敬子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８６号
名古屋市中川区中郷５丁目29番地　メゾン山守401号
債務者　高木幸子こと　崔　　幸子（旧姓伊藤・西條・宮良）
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８号
神戸市東灘区深江北町４丁目７番７－601号
債務者　宮川　真騎
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８７号
名古屋市西区天塚町１丁目18番地の２、従前の住所名古屋市中川区馬手町２丁目34番地の２　ライオンズマンション太平通301号
債務者　森本多賀子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部